

千葉県1歳6か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（平成6年法律第84号）第12条第1号の規定に基づき実施する1歳6か月児健康診査に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 1歳6か月児健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児とする。

(対象者の通知)

第3条 市長は、幼児が1歳6か月児健康診査の対象となったときは、健康診査の目的、日時、場所その他必要な事項について対象者の保護者（以下「保護者」という。）に通知するものとする。

(健康診査の種類)

第4条 1歳6か月児健康診査の種類は、一般健康診査及び歯科健康診査（以下「一次健康診査」という。）並びに精密健康診査とする。

(一次健康診査の実施方法)

第5条 一次健康診査は、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等により、集団診査の方法により実施するものとする。ただし、内科の診査については、一般社団法人千葉県医師会（以下「医師会」という。）から推薦された医療機関（以下「内科健康診査実施医療機関」という。）において、個別診査の方法により実施するものとする。

2 一次健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の発達及び栄養状況
- (2) 身体の疾病及び異常の有無
- (3) 歯の疾病及び異常の有無
- (4) 行動発達、言語発達の状況及び異常の有無
- (5) 予防接種の実施状況
- (6) その他育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ食事等）

3 市長は、一次健康診査の実施に際しては、あらかじめ、対象者の健康状態を把握するため、「1歳6か月児健康診査票①」（様式第1号）及び1歳6か月児健康診査票②（様式第2号）、「1歳6か月児健康診査結果票」（様式第3号）を保護者に送付するものとする。

(一次健康診査の受診)

第6条 保護者は、対象者が一次健康診査のうち内科以外の健康診査を受けようとするときは、「1歳6か月児健康診査票①」（様式第1号（甲）（乙））及び「1歳6か月児健康診査票②」（様式第2号）、さらに「1歳6か月児健康診査結果票（集団用1）（集団用2）」（様式第3号）を提出するものとする。

2 保護者は、対象者が一次健康診査のうち内科健康診査を受けようとするときは、「1歳6か月児健康診査票①医療機関控」（様式第1号（乙））及び「1歳6か月児内科個別健康診査票請求用」（様式第3号）を内科健康診査実施医療機関へ提出し、診査を受けるこ

ととする。

(内科健康診査に係る費用の請求)

第7条 前条第2項の規定により、内科健康診査実施医療機関が診査を行ったときは、当該診査に要した費用を「1歳6か月児健康診査料請求書」(様式第4号)に「1歳6か月児内科個別健康診査票請求用」(様式第3号)を添付して、当該月分を翌月の10日までに市長に請求するものとする。

2 前項の費用の額の算定方法は、別に市長が医師会と協議して定めるところによるものとする。

(内科健康診査に係る費用の支払い)

第8条 市長は、前条第1項の規定による内科に係る健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該費用を内科健康診査実施医療機関に支払うものとする。

(精密健康診査の実施)

第9条 市長は、一次健康診査の結果、より専門的な判断又は判定を必要とすると認められる者(以下「精密健康診査対象者」という。)に対し、精密健康診査を実施するものとする。

2 精密健康診査の範囲は、精密健康診査対象者の診断確定に必要な検査等で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「診療報酬の算定方法」に掲げる範囲内のものとする。ただし、入院を必要とするものは除く。

(精密健康診査の実施方法)

第10条 精密健康診査は、次の各号に定める医療機関(以下「精密健康診査実施医療機関」という。)において、個別診査の方法により実施するものとする。

(1) 両市立病院

(2) 千葉市療育センター及び千葉市桜木園

(3) 市と委託契約をした医療機関

2 市長は、精密健康診査対象者の保護者に対し、「1歳6か月児精密健康診査受診票」(様式第5号)を交付するものとする。

(精密健康診査の受診)

第11条 精密健康診査の対象者の保護者は、精密健康診査対象者が精密健康診査を受けようとするときは、「1歳6か月児精密健康診査受診票」(様式第5号)を精密健康診査実施医療機関に提出し、診査を受けるものとする。

(事後指導等)

第12条 市長は、前条の規定により精密健康診査を受けた者について、診査の結果必要があると認める者については、保健師等により事後指導を行うものとする。この場合において、市長は、精密健康診査実施医療機関と連携をとり、円滑に実施できるよう配慮するものとする。

2 市長は、精密健康診査の結果、医療を受ける必要があると認める者については、円滑に医療を受けられるよう各種医療給付制度等について助言を行うとともに、必要に応じ訪問指導を行うものとする。

(精密健康診査費用の請求等)

第13条 精密健康診査委託医療機関が精密健康診査を行ったときは、当該精密健康診査に要した費用を「1歳6か月児精密健康診査料請求書」（様式第6号）に、「1歳6か月児精密健康診査受診票」（様式第5号（乙）（丙））を添付して、市長に請求するものとする。

2 前項の規定により請求できる費用は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「診療報酬の算定方法」により算定した額から、保険者が負担すべき額を控除した額とする。

（精密健康診査の費用の支払い）

第14条 第8条の規定を、前条第1項の費用の支払い方法に準用する。

（精密健康診査受診票の交付状況の把握）

第15条 市長は、「1歳6か月児精密健康診査受診票交付台帳」（様式第7号）を備え、その交付状況を明らかにしておくものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の要綱により定める様式で現に存する用紙については、なお当分の間、改正後の様式によるものとみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、1歳6か月児健康診査を受診できなかった幼児のうち、令和2年4月1日以降に満2歳に達する者については、2歳6か月を迎える前日までは受診することができるものとする。なお、この特例は、令和3年3月31日までに本市が実施する1歳6か月児健康診査について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年8月2日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、1歳6か月児健康診査を受診できなかった幼児のうち、令和3年8月2日以降に満2歳に達する者については、2歳6か月を迎える前日までは受診することができるものとする。なお、この特例は、令和4年7月31日までに本市が実施する1歳6か月児健康診査について適用する。